

物価・賃金の変動と年金額改定の算定式

2025年1月26日 田中耕太郎作成

1. 年金額改定の基本ルール

年金額を物価や賃金の変動に合わせてどう改定するか一年金額の改定ルールは、戦後の公的年金制度の歴史の中で、経済状況や人口構成の変化に対応して、何度か改正が行われて現在に到っている。

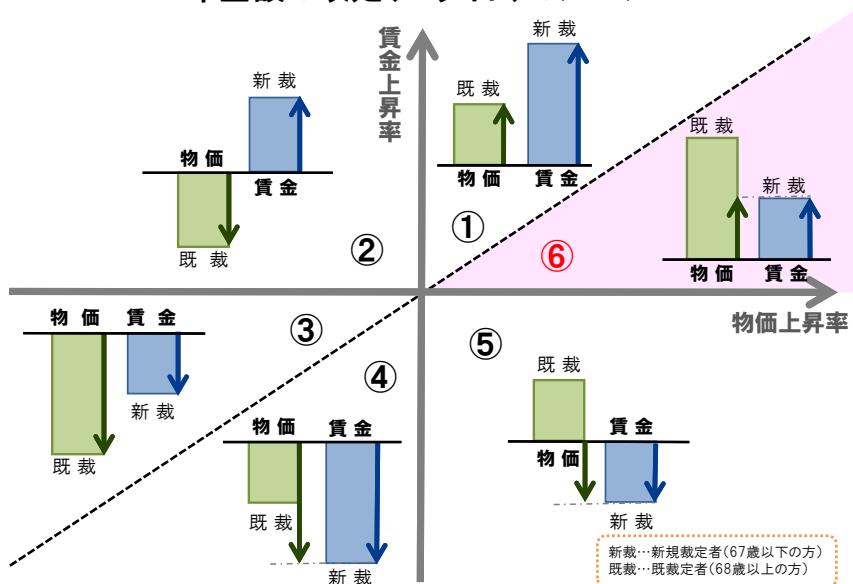
少しずつ修正が加えられているものの、その基本は、福祉元年と言われた1973（昭和48）年の改正により導入されたもので、新規裁定（初めて年金を受給する際）は過去の保険料負担の基礎となった賃金水準を現在の水準に合わせて再評価する（賃金スライド）と、既裁定（いつたん年金を受給した後）は年金の価値（購買力）をインフレなどから守るために毎年の物価変動に応じて改定する（物価スライド）の組み合わせである。

その後、少子高齢化に伴い将来の若い世代の保険料負担を過大にしない（厚生年金保険料は18.3%、国民年金保険料は1万7000円までで固定する）ため、2004（平成16）年に導入されたマクロ経済スライドにより、これら賃金や物価の変動率に応じた改定率から、保険料を支える現役世代（被保険者数）の減少分と高齢者の平均余命の伸びによる年金受給期間の長期化の影響を差し引くマクロ経済スライドが導入された。

本来の順調な経済成長の下では、下図の①にあるような形で、経済の発展に伴い物価も若干は上昇するが働く人の賃金はそれを上回って上昇する、というパターンを想定し、実際にも、戦後の長い間、このような経済の下で、賃金スライドと物価スライドが正常に働き、日本の年金水準は格段に上昇した。

しかし、<失われた30年間>といわれる1990年代以降、この20年間だけ見ても、別表のとおり、賃金と物価の変動はプラス・マイナスに加え、相互の関係も様々に変化してきた。そして、それに対応して、年金額改定のルールも複雑になった。

年金額の改定（スライド）のルール



2. 2025(R7)年度の年金額改定

2025 (R7) 年度の新しい年金額は、2025年1月24日に厚生労働省のホームページで公表されたが、上図の⑥のパターンになった。

すなわち、

■ 参考：令和7年度の参考指標

- ・ 物価変動率 : 2.7%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ^{※1} : 2.3%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ^{※2} : ▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率(2.3%)

$$= \text{実質賃金変動率}(\Delta 0.4\%) + \text{物価変動率}(2.7\%) + \text{可処分所得割合変化率}(0.0\%)$$

(令和3～5年度の平均) (令和6年の値) (令和4年度の値)

(筆者注) 名目手取り賃金変動率の計算は、正確には説明にもあるように下記のように掛け算になるが、上記の計算式は近似値になるため、分かりやすく足し算にしてあるものと思われる。 $0.996 \times 1.027 \times 1.0 = 1.022892 \rightarrow 1.023$

この結果、2025 (R7) 年度(4月1日から)の新しい年金額は、 $2.3\% - 0.4\% = \underline{\underline{1.9\%}}$ となった。ただし、別表からも分かるように、2023 (R5) 年度は、2004年にマクロ経済スライドが導入されて以来、初めて賃金・物価ともプラスで、しかも賃金が物価を上回ったので、当時67歳以下の新規裁定者は賃金スライド - マクロ経済スライドで+2.2%の引上げだったのに対して、当時すでに年金を受給していた68歳以上の既裁定者は物価スライド - マクロ経済スライドで+1.9%の引き上げに止まった。

その後は、今回を含めて、この年度の改定で引上げ率に差がついた人たち、すなわち、昭和31年4月1日以前生まれの人は、この時の差を引きずるため、賃金スライドの新規裁定者よりも少しだけだが低い年金額になっている。

3. 正確な年金額改定の算式式

年金額の改定については、公表資料では細かなことは書かれておらず、「1.9%の引上げ」とされているが、正確には、前年度の年金額にこの改定率を乗じて算出するのではない。そうではなく、あくまでも現在の算定のルールが決められた2004 (H16) 年価格である780,900円を基準にして、その後の賃金と物価の変動率に応じて、毎年、前年度の改定率にその年度の改定率を掛けた率(算出率)で計算する。2005 (H17) 年度からは、これを繰り返して、別表の右欄にあるような算出率を小数点以下3桁まで、つまり百分率の小数点以下1桁まで四捨五入で出し、その前年度の算出率に当該年度の改定率を乗じて算出する。

4. 具体的な計算

具体的に 2025 (R7) 年度の係数を基に算定してみると、次のとおり。

前年度算出率 (1.045) × 今年度改定率 (1.019) = 1.064855

→ 1.065 これが今年度の算出率

780,900 円 × 1.065 = 831,658.5 → 831,700 円

(国民金法 27 条等により 100 円未満は四捨五入)

831,700 円 ÷ 12 月 = 69,308.3333 → 69,308 円

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律、国民年金法 18 条の 2 の規定により
1 円未満は切捨て) これで公表資料と 1 円単位までピッタリと合致する。

ちなみに前年度の年金額にプラス 1.9% を掛ける (1.019) と次のようになり、正確な額と 17 円の誤差が生じる。 816,000 円 × 1.019 = 831,504 円 → 831,500 円 (年額)

831,500 円 ÷ 12 月 = 69,291.6666 → 69,291 円 (月額) → ▲17 円

5. 毎年度の諸係数と年金額改定の算式に関する注意事項と若干の考察

自分で実際にこの 20 年間の毎年の物価・賃金の変動率と改定率を基に、2004 年価格に掛ける算出率を作成してみて、最初に躊躇したのは、算出率の四捨五入だった。毎年度の算出過程では、各段階で端数処理が行われているため、注意しないとなかなか 1 円単位までの正確な数字が一致せず、解明に少し苦労した。

前年度の年金額は 100 円未満で四捨五入が行われているため、単純に前年度の額に当該年度の改定率を掛ける改定を続けていくと、どんどん本来あるべき年金額から乖離する可能性があり、条文に従った改定ルールがより正確で望ましい、という点が理解できた。毎月の年金額は 1 円未満が切り捨てられていることから、本来の年金額との差額がある場合には 2 月の支払期に加算して支払うというところまで細かく配慮している(国民年金法 18 条の 2) ことも考慮すると、こうしたルールは首肯できる。

他方で、とはいってもやはり分かりにくいのも確かである。前年度の年金額にその年度の改定率を掛けて算出するという一般に分かりやすい方式への割り切りも、年金制度を国民にできるだけ分かり易く身近なものにするという点で、採用の余地があるのではないだろうか。

もう 1 点気になったのが、年金額の表示を新規裁定者で出し、2023 年度改定で差がついた既裁定者の改定額は注記に止まっている点である。たまたま直近 2 年度は、改定率が両者で一致したため注記は 1 世代だけで済んだが、本来の正常な経済に戻れば、物価上昇率を上回る賃金上昇が予測できるし、そうであるべきだろう。そうすると、注記がどんどん増えてますます分かりにくくなる。年金額改定を知りたがっている人の圧倒的に多くは、すでに年金を受給している人たちであり、現在は注記に止まっているこの層の改定額こそ、中心に記述すべきではないだろうか。

別表

各年度の年金額改定の基礎となる物価・賃金変動率と改定率・算出率

		物価変動率	賃金変動率	マクロ調整率	改定率		算出率	
2004 基準額：780,900 円					新規	既裁定	新規	既裁定
2004	H16	▲0.3%	0.0%		▲0.3%			
2005	H17	0.0%	0.0%		0.0%		1.000	
2006	H18	▲0.3%	0.0%		▲0.3%		0.997	
2007	H19	0.3%	0.0%		0.0%		0.997	
2008	H20	0.0%	▲0.4%		0.0%		0.997	
2009	H21	1.4%	0.9%		0.9%		1.006	
2010	H22	▲1.4%	▲2.6%		▲1.4%		0.992	
2011	H23	▲0.7%	▲2.2%		▲0.7%		0.985	
2012	H24	▲0.3%	▲1.6%		▲0.3%		0.982	
2013	H25	0.0%	▲0.6%		0.0%		0.982	
2014	H26	0.4%	0.3%		0.3%		0.985	
2015	H27	2.7%	2.3%	▲0.9%	1.4%		0.999	
2016	H28	0.8%	▲0.2%		0.0%		0.999	
2017	H29	▲0.1%	▲1.1%		▲0.1%		0.998	
2018	H30	0.5%	▲0.4%		0.0%		0.998	
2019	R1	1.0%	0.6%	▲0.5%	0.1%		0.999	
2020	R2	0.5%	0.3%	▲0.1%	0.2%		1.001	
2021	R3	0.0%	▲0.1%		▲0.1%		1.000	
2022	R4	▲0.2%	▲0.4%		▲0.4%		0.996	
2023	R5	2.5%	2.8%	▲0.6%	2.2%	1.9%	1.018	1.015
2024	R6	3.2%	3.1%	▲0.4%	2.7%		1.045	1.042
2025	R7	2.7%	2.3%	▲0.4%	1.9%		1.065	1.062